

都道府県水質測定計画における公共用水域水域及び 地下水の水質測定地点数等の推移

I. 公共用水域水質測定地点数等の推移

1. 現状

(1) 環境基準健康項目

3千数百箇所程度で測定され、1地点当たり測定頻度（検体数/地点数）は2～4回程度。

硝酸性・亜硝酸性窒素の測定頻度が高い。

アルキル水銀については地点数が少ない。

(2) 環境基準生活環境項目

n-ヘキサン抽出物質と全亜鉛を除くとほぼ6千から9千箇所程度で測定され、ほぼ月に1回測定されている。

(3) 要監視項目

新規に追加された項目を除くとほぼ千箇所程度で測定され、測定頻度は1、2回程度。

(4) 特殊項目

3千から6千箇所程度で測定され、測定頻度は2、3回程度。

2. 推移（平成15年から平成17年度にかけて）

(1) 全項目

地点数は2%の増加。検体数は1%の減少。新規項目（全亜鉛、塩化ビニルモノマー等）を除く従来からの項目についてみると、地点数は1%の減少、検体数は3%の減少。減少程度は平成16から17年度にかけての方が大きい。

1地点当たりの検体数はほとんどの県で減少。

(2) 環境基準健康項目

地点数は2%の減少。検体数は7%の減少。

水銀、農薬類の減少が大きい。

硝酸性・亜硝酸性窒素は横ばい。

減少程度は平成16から17年度にかけての方が大きい。

(3) 環境基準生活環境項目

地点数は3%の増加、検体数は1%の増加。新規項目（全亜鉛）を除く従来からの項目についてみると、地点数は1%の減少、検体数は2%の減少。減少程度は平成16から17年度にかけての方が大きい。

n-ヘキサン抽出物質が大きく減少している。

減少程度は環境基準健康項目より小さい。

(4) 要監視項目

地点数は31%の増加、検体数は27%の増加。新規項目（液化ビニルモノマー等）を除くと、地点数は6%の増加、検体数は3%の増加。有機塩素系化合物及び新たに加わった項目が増えている一方、農薬類は減少。

平成15から16年度にかけては増加しているが平成16から17年度にかけては減少傾向。

(5) 特殊項目

地点数、検体数とも8%の減少。特に要監視項目の範疇に一部加わった、フェノール類含有量、溶解性マンガン含有量の減少が大きい。

減少程度は平成16から17年度にかけての方が大きい。

注) 「地点数」とは、測定地点の実数ではなく、環境基準等の項目ごとに測定されている地点数を総計した、延べ地点数である。